

令和2年5月25日

保護者各位

足立区教育委員会  
教育長 定野 司

### 緊急事態宣言の解除に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休園にご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

国の緊急事態宣言の解除後の区内保育所等の運営について、以下の通りお知らせいたしますので、引き続きご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 1 保育所等への登園について

**区で実施していた臨時休園及び緊急特別保育については、令和2年5月31日で終了いたします。**

長期間にわたり多大なるご不便をおかけして大変申し訳ございませんでした。

ただし、国からは緊急事態宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、**引き続き、可能な方は家庭での保育にご協力をお願いいたします。**

登園される場合も、毎朝、必ずお子さんの検温をし、体調がすぐれない場合には登園を控えていただくなど、感染の拡大防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。

**※このお願いは家庭での保育を強制するものではありません。各ご家庭の状況に合わせて、無理のない範囲でご判断いただきますようお願いいたします。**

**※臨時休園終了に伴い、給食（おやつ含む）の提供及び延長保育を再開いたします。**

※お通りの園で新型コロナウイルス感染者が発生した場合や感染症拡大等に伴って国や都の方針が変更となった場合、臨時休園とすることがあります。あらかじめご承知おきください。

**※5月31日より前に緊急事態宣言が解除された場合、5月31日までは、緊急事態宣言解除を理由に保育を希望される際は、緊急特別保育で対応いたしますので、お通りの園に申し出ください。**

#### 2 保育料の扱いについて

5月及び6月分の保育料については、登園した日数に応じて日割り計算を行い、差額を納付していただいた月の翌月以降に充当または還付いたします（登園日が0日の場合は全額免除）。

事務処理方法等については、後日、改めてご連絡いたします。

（裏面あり）

### 3 令和2年4月1日以降の新規入園者について

#### (1) 育児休業中の保護者

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、入所要件である育児休業からの復職日を10月1日まで延長しております。

ただし、これは家庭での保育が前提であり、育児休業の対象となっているお子様について、慣らし保育の期間を除き、育児休業を取得したまま、保育所での保育を行うことはできません。

保育所での保育を希望される場合は、必ず慣らし保育期間が終了するまでに復職してください（慣らし保育の期間は保育園とご相談ください。）。

※復職した場合、復職後、速やかに復職日の記載のある勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

#### (2) 求職中の保護者

令和2年4月1日から入所した児童の保護者が求職中の場合、7月1日までに就職する必要がありますが、臨時休園による家庭での保育や新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等により求職活動が困難になっていることを受けて、これを令和2年度に限り10月1日まで延長しております。

※5月及び6月入所の保護者についても10月1日まで延長いたします。

※登園は通常通り行えます。

※就職した場合、就職後、速やかに勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

### 4 保育所等再開後の感染防止のための対策について

感染防止のため、下記のとおり最大限の配慮を行いながら、保育を実施しますが、乳幼児という発達段階にあつては密が避けられない場合もあることにご理解をいただき、これまで以上にお子様の健康観察を徹底の上、保育所への報告をお願いします。

#### (1) 感染防止対策

- ・ 職員等の検温等による体調確認の徹底、マスクの常時着用、頻回な手洗い
- ・ お子様の手洗い回数の増、遊具や玩具等の毎日の消毒
- ・ 調理室での配膳（給食当番等は無し）、机、椅子等、使用器具の消毒徹底

※お子様のマスク着用については、可能な限り、お願いいたしますが、年齢や状況により着用が難しい場合がありますので、ご了承ください。

#### (2) 「三密」対策

- ・ 密集を避ける保育室や園庭の使用
- ・ 午睡時の園児同士の間隔確保
- ・ 室内換気回数の増
- ・ 給食等は、飛沫感染防止の対応策をとり喫食

### 5 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況等によって区の方針が変更となる場合は、改めてご連絡いたします。

【問先】 ◎各施設での対応 : 子ども施設運営課区立保育施設係

電話 3 8 8 0 - 5 8 8 8

◎保育料及び入所要件 : 子ども施設入園課第一～三係

電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3